

◎申請書類（コンサル）について

提出書類は、「共通書類1」と「共通書類2」と「個別書類」に分類されます。
共通書類と個別書類の両方を提出してください。

共通書類	1	全ての申請者が提出する書類。 必ず、ホームページに用意されている共通書類1の表紙を利用してまとめてください。
	2	県以外の自治体（市町村）に申請する場合に必要な書類。 県以外に1市町村でも申請を行う場合は必要となります。 必ず、ホームページに用意されている共通書類2の表紙を利用してまとめてください。
個別書類	申請する自治体（市町村）毎に作成・提出が必要な書類。 提出時は、必ず個別書類チェック表をホームページからダウンロードし、これを表紙として書類を綴じてください。添付する書類の詳細は、自治体別ページを参照してください。	

新規申請

（凡例）○：必須 △：該当者のみ 紙：紙申請の場合のみ
法人：法人に限る 個人：個人事業主に限る

書類名	土木関係建設コンサルタント 地質調査 補償コンサルタント		測量 土地家屋調査 不動産鑑定 計量証明 司法書士	建築関係建設 コンサルタント 建築設計	建築関係建設 コンサルタント 建築設備設計
	登録業者※1	未登録業者			
共通書類1表紙	○	○	○	○	○
(1)-1電子申請システム登録確認画面を印刷したもの	○	○	○	○	○
(1)-2 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）	紙	紙	紙	紙	紙
(2) 営業所一覧表 【様式第2号】	紙	紙	紙	紙	紙
(3) 測量等実績調書【様式第3号】 ※2	○	○	○	○	○
(4) 技術者経歴書 【様式第4号】 ※2	○	○	○	○	○
(5) 現況報告書写し（直前1年分）	○	×	×	×	×
(6) 登録証明書（写し可）	×	×	○	○	×
(7) 財務諸表（直前1年分）	×	○	○	○	○
(8) 商業登記簿謄本又は適格組合証明書の写し	法人	法人	法人	法人	法人
(9) 市町村長が発行する身分証明書	個人	個人	個人	個人	個人
(10) 全建賞、土木・建築学会賞状の写し （該当者のみ、縮小写し）	△	△	△	△	△
(11) ISO9001認証取得に係る登録証及び付属書の写し （県内業者のみ）（取得者のみ）	△	△	△	△	△
(12) 建築家賠償責任保険加入証明書の写し（加入者のみ）	×	×	×	△	△
(13) 納税証明書（写し可） ① 税務署が発行した国税に未納がないことを証する納税証明書 【その3の2】（個人）、 ② 県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書	○	○	○	○	○

追加申請

（凡例）○：必須 △：該当者のみ 紙：紙申請の場合のみ
法人：法人に限る 個人：個人事業主に限る
※追加申請時点によっては、新規申請時と同様の書類を提出する場合があります。

書類名	申請先自治体追加	申請業種追加
(1)-1電子申請システム登録確認画面を印刷したもの	新規と同様に作成	
(1)-2 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）	追加の申請先のみを記載したものを提出	新規と同様に作成
(2) 営業所一覧表 【様式第2号】	新規と同様に作成（営業所の追加がなければ、新規申請時のもので可）	
(3) 測量等実績調書【様式第3号】 ※2	新規申請時のもの提出	既申請の測量等実績調書に今回追加した工種の実績を追加して提出
(4) 技術者経歴書 【様式第4号】 ※2	新規申請時のもの提出	既申請の技術者経歴書に今回追加した工種の技術者等があれば該当者を追加して提出
(5) 現況報告書写し（直前1年分）	新規申請時（既登録）の現況届を提出	追加申請した工種が確認できる現況届を提出
(6) 登録証明書（写し可）	新規申請時（既登録）の登録証明書を提出	追加工種に関する登録証明書を提出
(7) 財務諸表（直前1年分）	直近決算日の財務諸表を提出	
(8) 商業登記簿謄本又は適格組合証明書の写し	追加申請日の3か月以内に取得した証明書を提出	
(9) 市町村長が発行する身分証明書	追加申請日の3か月以内に取得した証明書を提出	
(10) 全建賞、土木・建築学会賞状の写し （該当者のみ、縮小写し）	新たに受賞したものがなければ新規申請時の書類を提出	
(11) ISO9001認証取得に係る登録証及び付属書の写し （県内業者のみ）（取得者のみ）	追加申請時に有効なものを提出	
(12) 建築家賠償責任保険加入証明書の写し（加入者のみ）	追加申請時に有効なものを提出	
(13) 納税証明書（写し可） ① 税務署が発行した国税に未納がないことを証する納税証明書 【その3の2】（個人）、【その3の3】（法人） ② 県税事務所が発行した県税に未納がないことを証する納税証明書	追加申請日の3か月以内に取得した証明書を提出	

【様式第40号の4（イ）】 ※茨城県に納税義務のある方	△	△	△	△	△
	△	△	△	△	△
	×	法人	法人	法人	法人
	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○
	紙	紙	紙	紙	紙
	紙	紙	紙	紙	紙
共通書類2 (20) 年間委任状【様式第10号】 (21) 営業所等状況調書【様式第11号】 (22) 使用印鑑届【様式第12号】 (23) 印鑑証明書（原本に限る）	○	○	○	○	○
	△	△	△	△	△
	△	△	△	△	△
	△	△	△	△	△
	○	○	○	○	○
個別書類 申請する自治体毎に提出が必要となる書類（県及び市町村）	○	○	○	○	○
その他 行政書士等が代理申請を行う場合の委任状（原本に限る。）	△	△	△	△	△

※1：「登録業者」とは、土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償コンサルタント業務に係る国土交通省（旧建設省）告示に基づく登録規程による登録を受けた方をいいます。

※2：電子申請の場合、添付ファイルとして電子申請システムで提出する。（紙での提出は不要）

紙申請の場合は、郵送で提出する。

※3：「株主（出資者）調書」は、現況報告書の写しに該当する事項が記載されている場合に限り省略することができます。

※4：県に申請する場合は、設備設計を含む建築コンサルを申請する場合に限り提出。

【様式第40号の4（イ）】 ※茨城県に納税義務のある方	追加申請日の3か月以内に取得した証明書を提出	
	追加申請日の3か月以内に取得した証明書を提出	
	追加申請時点の情報で作成	
	追加申請時点の情報で作成	
	追加の申請先のみを反映したものを提出	新規申請時のものを添付
	追加申請時点の情報で作成	
	追加申請時点の情報で作成	
	追加の申請先に関するものを提出	追加の業種に関するものを提出
共通書類2 (20) 年間委任状【様式第10号】 (21) 営業所等状況調書【様式第11号】 (22) 使用印鑑届【様式第12号】 (23) 印鑑証明書（原本に限る）	追加申請時点の情報で作成	追加申請時点の情報で作成
	追加した申請先自治体に提出する書類	
	行政書士・弁護士が代理申請を行う場合作成	行政書士・弁護士が代理申請を行う場合作成

※1：「登録業者」とは、土木関係建設コンサルタント業務・地質調査業務・補償コンサルタント業務に係る国土交通省（旧建設省）告示に基づく登録規程による登録を受けた方をいいます。

※2：電子申請の場合、添付ファイルとして電子申請システムで提出する。（紙での提出は不要）

紙申請の場合は、郵送で提出する。

※3：「株主（出資者）調書」は、現況報告書の写しに該当する事項が記載されている場合に限り省略することができます。

※4：県に申請する場合は、設備設計を含む建築コンサルを申請する場合に限り提出。